

## 第 3 期 かながわ 水源 環境 保全 ・ 再生 実行 5 か 年 計 画 ( 骨 子 案 ) に 関 する 意 見

No.	頁	事業 番号	事業名	区分	意 見
1	—	1	水源の森林 づくり	県 民	これまで公的管理を行ってきた私有林を所有者に返還するというが、これは個人の財産を税金を使って良くしてやったということではないか。良くしてやって持ち主に返し、悪くなったら県が管理するのか。税金かけて整備した森なら、それは県民全体の財産だ。自分の財産は自分で価値を守るのは、民主主義、資本主義の大原則のはずだ。 このような税金を個人のために使うやり口は断固反対だ。
2	—	1	水源の森林 づくり	県 民	神奈川県では森林の保全事業において、荒廃が進む私有林という言い方を以前からされているが、県有林や国有林は荒廃が進んでいるわけではないのか。 率直に申し上げて私有林でも管理が進んでいるところと比較すると、県有林や国有林の方が荒廃している箇所はいくらでもある。 少なくとも県有林の中でも荒廃がひどい箇所を整備しないで私有林を整備することを優先するのは納得できない。 県有林と私有林の荒廃箇所を比較して、すべての点で県有林の整備が進んでいるというならば納得できるが、まずそのデータを示してほしい。
3	—	1	水源の森林 づくり	県 民	この骨子案の記述によると、整備した私有林の公益的機能の維持が課題とされていてその対応が維持されるよう監視ということか？ 馬鹿を言っているわけではない。 契約それが無理ならせめて協定を締結して所有者に義務を負わせる仕組みがなければ何のための整備か。 少なくとも売却禁止と善管注意義務を貸すべきで、そのために条例を制定した方がよい。
4	—	1	水源の森林 づくり	県 民	平成 9 年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林は、平成 29 年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還される。返還した森林は、その後も水源かん養機能など公益的機能が発揮される状態を持続していくことが望まれるが、所有者が森林の状況を継続的に把握することは困難な状況である。 ・・・とあるが、このようなことは最初から分かっていたはずだ。 それを承知で進めておいて、今さら、何を言っているのか。 私は、公金を使用しての私有林の整備は当初から反対だったのに、無責任な山林所有者を甘やかした結果がこれか。 百歩譲って、過ぎてしまったことは仕方ないとしても今後の公益機能の維持は、受益者である山林所有者に負わせるべきだ。 それとも県では、今後も未来永劫、一部の土地所有者のために公金を投じ続けるつもりか、もういい加減にしてほしい。 私はかかる事態になった計画の責任者を処罰してほしいくらいだ。こうした県民がいることを良く承知していることだ。
5	P13の2 ～3 行	1	水源の森林 づくり	県 民	平成 9 年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林が、平成 29 年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還されます。このため、第 3 期計画(骨子案)において返還後の森林の状況を把握し、公益的機能の持続状況を確保していくため、森林の巡視等を行う仕組みを構築することですが、巡視の結果、荒廃林へ移行する可能性があるなどと判断された森林に対して、どのような手法や仕組みで健全な森林を維持していくのか、巡回だけでなく、森林整備も含めた制度設計が必要であると考えます。
6	—	1	水源の森林 づくり	県 民	県が水源税を使ってまで山林を整備している理由は、木材価格の低迷で森林が荒廃しているからですね。そうだとすると、森林を整備すれば木材価格は上がるのでしょうか。もし上がらないなら、また、荒廃して、税金を投入して整理することになるように思います。そのような形で個人の財産である私有林を税金で整備するのは不公平な気がします。むしろ、県の森にした方が良いと思います。これから墓地も不足しそうですし、公営で樹木葬の墓地にするのが良いと思います。そうすれば埋葬された人の遺族が森を管理するようになり、受益者負担の原則が確立し、税金からの支出も減るでしょう。少なくとも税金を使って、個人の財産価値を高めるような今の方針よりはよいでしょう。

No.	頁	事業番号	事業名	区分	意見
7	—	2	丹沢大山	県民	<p>丹沢・大山の自然再生対策で箱根や小仏山地でのシカの管理対策を進めるとあるが、箱根は、丹沢でもなければ神奈川県の水源でもないはず。被害も以前から出ている。</p> <p>県民からの目的税を徴収しておいて余計なことをするのはおかしい。そもそも丹沢山地でのシカの被害が解消したわけではなく、エリアを広げるのは丹沢での取組を遅らせるだけだ。</p> <p>この取組をするのであれば、箱根山地や小仏山地での取組が丹沢山地での取組を進める上で不可欠な要素になっていることを立証すべきだ。今回の骨子案の記述だと被害が出ればどこにでも行くという集団自衛権を連想させる。</p> <p>水源税は用途やエリアを限定して用いるよう断固要求する。</p>
8	—	—	森林全般	県民	<p>3期5年間は、本事業の実質的な最終章である。</p> <p>そのため、事業の整理に必要な4期目は「計画」としては、成り立たない。</p> <p>そこで、事業に対する基本的な考えを意見としたい。</p> <p>本事業は、税の原則である受益者負担を基本とし、水の安定供給と質の改善を、県民に約束したものである。</p> <p>行政は、事業の成果や効果を、定められた20年の枠組みの中で考えるだろうが、その目的を考えた時、個別事業の多くは、20年という短期で結果を得る事は出来ない。不確実性の自然環境を相手にする本事業は、その成果は100年という単位で考える必要がる。そのためにも、第3期5年は、次期20年を見据えた事業の、根本的な見直しが必要になる。</p> <p>基本は、予算額の多寡でなく、広く県民に理解される事業の拡大である。</p> <p>個別事業に対する意見は、評価・批判と多くあるので、水源施策の森林管理に対する基本姿勢を改めて述べたい。</p> <p>現在、一括りになっている「森林管理」を、自然林と人工林に明確に分ける必要がある。</p> <p>水源環境として最も森林機能の役割を大きく有する自然林と、木材生産を目標とする人工林の管理を、水源の森林と、一括りにするのは無理がある。</p> <p>自然林と人工林では、その目的や性格を考えた時、森林の果たすべき役割、期待する機能はまったく違う。</p> <p>当然だが、整備手法は自ずと変わる。</p> <p>事業の中身について、個別事業では仕分けされているが、見出しの概要で分けるべきと考える。</p> <p>さらに、人工林も、ダムより上流域と下流域を分けて考えたい。</p> <p>人工林管理の必要性は認めるが、本制度は一業種である林業の救済制度ではない事を明確にする必要がある。</p> <p>いずれにしても、本計画には、70年代に破綻した林業の支援とは別物と言う意識改革が必要である。</p> <p>林業に公的資金を注ぎ込みつづける事は、水源環境整備という、本来の目的を見失う。</p> <p>予算の多くが人工林に費やされる事を否定しないが、水源環境に最も貢献する自然林整備は事業の独立を担保すべきである。</p> <p>溪畔林整備は、現在まで試験的整備に過ぎず、モニタリング成果も、緒についたばかりであり、事業内容も確立していない。</p> <p>多様な生物の繋がり、森林環境と水との循環など、水源環境として、都市市民に理解されやすい事業である。</p> <p>溪畔林に限らず、様々な自然環境を有する自然再生事業を、一つの括りに組み込む事は、目的や事業の必要性が、「森林管理」という曖昧模糊とした表現の中に埋もれてしまう。</p> <p>人工林の管理・運営は、一義的に所有者の責任と努力の中で行うべきである。そこを基本に考えれば、木材搬出や森林塾などの事業は、本来、一般財源で行う性格と思われる。</p> <p>超過課税で行う林業支援は、一般財源で行う事業と分けて考え、人工林管理なら、一定の林齢を設定し、その後は、所有者責任を明確にすべきである。</p> <p>自然環境の保全までを組み入れた水源環境整備は、ブナ林の再生。シカ管理。溪畔林再生など。これまで事例のない事業に取り組むなど、全国に先駆けた壮大な実験でもある。</p> <p>それを理解し、期待する県民の意思を重く受け止めて欲しい。</p> <p>不特定の県民が等しく享受する利益を基本とする事を、改めて確認したい。</p>

No.	頁	事業 番号	事業名	区分	意見
9	P25の2 ～3 行	8	生活排水	県 民	<p>第3期計画(骨子案)において、新規に県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備を新規事業として取り組んでいくとのことですが、県営水道の取水は、相模川にあっては寒川で、酒匂川にあっては小田原で行われており、いずれも下流域であることから、上流域にあるダムから取水堰までの間の一般家庭からの生活排水を処理のための合併浄化槽の整備については、必要であると理解しますが、これにはかなりの額の経費が必要となり、その財源をどのように手当するのでしょうか。水源環境税の税込規模を2期計画と同額であるとする、当然これまで継続してきた既存の事業費を圧縮する必要がある、その進捗に大きな影響を与えます。新規事業の導入は、既存事業に影響を与えないという配慮のなかで行うべきと考えます。</p>
10	P4・7 行	—	その他	市町村	<p>昨年7月に水循環基本法が施行され、本年7月に政府は同法第13条に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を策定しました。</p> <p>同計画の基本的な方針として、「健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進」とあり、骨子案に記載されている「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進します」の目的とは関連性が高い内容となっています。</p> <p>そこで、骨子案の考え方、取組には水循環基本計画に関する記述が必要ではないでしょうか。</p>